

Atos Village 宜野座

宿泊約款

制定日：2026 年 8 月 1 日

（適用範囲）

第 1 条 当施設（以下「当施設」といいます。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等又は一般に確立された慣習によるものとします。

当施設が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第 2 条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

（1）宿泊者名 （2）宿泊日及び到着予定時刻 （3）宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料によります。） （4）その他当施設が必要と認める事項

宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第 3 条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

宿泊契約が成立したときは、当施設が指定する方法及び期日までに、当施設が定める申込金をお支払いいただく場合があります。申込金を定める場合は、予約時にその内容を案内します。

申込金は、最終的に支払うべき宿泊料金等に充当します。違約金又は賠償金が発生する場合は、当施設が定める順序により充当し、残額がある場合は返還します。

指定された期日までに申込金の支払いがない場合、当施設が別途認めた場合を除き、宿泊契約がその効力を失うことがあります。

（施設における感染防止対策への協力の求め）

第4条 当施設は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法その他関係法令に基づき、必要な感染防止対策への協力を求めることがあります。

（宿泊契約締結の拒否）

第5条 当施設は、法令に定める場合その他正当な理由がある場合には、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

主な場合は、①申込みがこの約款によらないとき、②満室その他の理由により客室等の余裕がないとき、③法令、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、④暴力団その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき、⑤他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動があるとき、⑥特定感染症に関する法令上の要件に該当するとき、⑦暴力的要求行為又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき、⑧施設運営を著しく阻害する不合理な要求を繰り返したとき、⑨天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき等です。

障害を理由とする差別の解消に関する法令に基づく社会的障壁の除去の求めについては、法令に従い適切に対応します。

（宿泊契約の解除）

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

宿泊客の責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、予約時に提示したキャンセルポリシーその他当施設が定める条件に基づき、違約金を申し受けることがあります。

宿泊客が連絡をしないで、宿泊日当日の当施設が定める時刻までに到着しないときは、宿泊契約を解除されたものとして取り扱うことがあります。

（当施設の契約解除権）

第7条 当施設は、法令に定める場合その他正当な理由がある場合には、宿泊契約を解除することができます。

主な場合は、①法令、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがある又は行ったと認められるとき、②暴力団その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき、③他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき、④特定感染症に関する法令上の要件に該当するとき、⑤暴力的要求行為又は合理的な範囲を超える負担を求めたとき、⑥施設運営を著しく阻害する不合理な

要求を繰り返したとき、⑦天災等不可抗力により宿泊させることができないとき、⑧消防・防災上必要な利用規則に違反したとき等です。

当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、まだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は、法令又は予約条件に別段の定めがある場合を除き、請求しません。

（宿泊契約解除の説明）

第 8 条 宿泊客は、当施設に対し、当施設が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊の登録）

第 9 条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設が指定する方法により、次の事項を登録していただきます。

（1）宿泊客の氏名、住所及び連絡先 （2）日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号 （3）その他当施設が必要と認める事項

料金の支払いにクレジットカード等を利用する場合は、当施設が必要とする場合に、登録時又はチェックイン時に提示していただきます。

（客室の使用時間）

第 10 条 宿泊客が客室を使用できる時間は、原則としてチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。具体的な時刻は、予約時又は施設内の案内に表示します。

当施設は、通常の使用時間外の客室利用に応じることがあります。この場合、追加料金を申し受けることがあります。

（利用規則の遵守）

第 11 条 宿泊客は、当施設内において、当施設が定め、掲示又は案内する利用規則を遵守していただきます。

（営業時間）

第 12 条 当施設のフロント、食事、その他のサービスの営業時間は、予約時の案内、館内掲示、客室内の案内その他適切な方法でお知らせします。

営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法でお知らせします。

（料金の支払い）

第 13 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めたクレジットカード等の方法により、チェックイン時又は当施設が請求した時に行っていただきます。

当施設が客室を提供し、使用が可能となった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を申し受けることがあります。

（当施設の責任）

第 14 条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、当施設の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

当施設は、火災その他の事故に備え、必要な損害賠償責任保険等に加入するものとします。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第 15 条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するよう努めます。

他の宿泊施設のあっ旋ができない場合の取扱いは、法令、予約条件及び当施設の責任の有無に応じて定めるものとします。

（寄託物等の取扱い）

第 16 条 宿泊客が当施設にお預けになった物品、現金及び貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、不可抗力による場合を除き、当施設は法令及び当施設の定める範囲でその損害を賠償します。

客室その他当施設内に持ち込まれた物品、現金及び貴重品については、当施設の故意又は過失による場合を除き、当施設は責任を負いません。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第 17 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、事前に当施設が了解した場合に限り保管します。

チェックアウト後に置き忘れられた手荷物又は携帯品について、所有者が判明した場合は連絡し、指示を求めます。所有者が判明しない場合又は指示がない場合は、法令及び当施設の定めに従って取り扱います。

（駐車の実責任）

第 18 条 宿泊客が当施設の駐車スペースを利用する場合、当施設は駐車場所を提供するものであり、車両そのものの管理責任を負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当施設の故意又は過失があったことにより損害が生じた場合は、この限りではありません。

（宿泊客の実責任）

第 19 条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

特に、火気の使用、喫煙、設備・備品の破損、無断での持ち出し、騒音その他の迷惑行為等により損害が生じた場合は、その実費を請求することがあります。

別表第 1 宿泊料金等の内訳

区分	内訳
基本宿泊料	室料、又は室料＋朝食等の飲食料
追加料金	追加飲食、その他予約時に案内する付帯サービス等
税金	消費税その他法令に基づく税・公課

備考：基本宿泊料その他の料金は、当施設が定める料金表、予約画面、予約確認書等に表示します。

別表第 2 キャンセル料・違約金

キャンセル料は、予約時に表示するキャンセルポリシー、宿泊プランの条件、予約確認書その他当施設が提示する条件に基づき申し受けます。団体予約については、個別契約又は予約時に提示する条件を適用します。

施設利用上の重要事項

- ・ 火災予防及び安全確保のため、客室・ドームテント内及び指定された場所以外での火気使用を禁止します。
- ・ 喫煙は当施設が指定する場所に限ります。寝室・客室内等での喫煙は禁止します。
- ・ 大声、音楽、宴会その他、他の宿泊客や近隣に著しい迷惑となる行為を禁止します。

・ 設備・備品を故意又は過失により破損・汚損した場合は、修理・交換・清掃等に要する実費を請求することがあります。

・ 自然災害、天候、交通事情、設備故障その他やむを得ない事情により、施設・サービスの一部を変更又は休止することがあります。

お問い合わせ・施設情報

施設名	Atos Village 宜野座
所在地	沖縄県国頭郡宜野座村字松田 1491-1
電話番号	098-911-6799
メールアドレス	gr-ginoza@atos.co.jp
運営者	Atos 株式会社